

名 称		三好打越三本松地区計画（平成22年12月24日みよし市告示第52号）	
位 置		みよし市打越町三本松の一部	
面 積		約1.2ha	
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市中心部より南東方向約1.5kmに位置し、民間の住宅団地造成により、道路等の公共施設及び宅地の整備が行われた地区である。</p> <p>そこで、本計画ではこの事業効果の維持増進を図り、事業後に予想される敷地の細分化等による居住環境の悪化を未然に防止するとともに、秩序ある低層住宅地を計画的に誘導し、良好な都市環境を形成・保持していくことを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	一戸建て専用住宅を主体とした良好な住環境を確保・維持していく。	
	建築物等の整備の方針	住宅地として、良好な環境を維持・増進させるため、建築物の用途の制限、建築物の敷地・高さの制限等により、必要な規制と誘導を図る。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1. 専用住宅（1戸建てに限る。）</p> <p>2. 前号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5で定めるものを除く。）</p>
		建築物の容積率の最高限度	$\frac{15}{10}$
		建築物の建ぺい率の最高限度	$\frac{6}{10}$
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、1 m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <p>1. 物置、車庫、その他これらに類する用途に供する建築物で、その軒の高さが2.5 m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12 m²以内であるもの</p> <p>2. 地下が設けられている建築物の地下部分又は建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</p>
		建築物等の高さの最高限度	10 m
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線から1 m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあたっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6 m以下のものに限る。）としなければならない。ただし、門扉にあたっては、当該部分の道路からの見附面積が5 m²以下のものはこの限りでない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>道路に面する敷地内の擁壁からのはね出し等の構造物を作ってはならない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」